

平成24年第9回（9月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成24年9月10日(月)
開 会 10時00分 閉 会 10時55分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 15名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	矢頭 道雄
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸
奥家 信弘	

欠席委員の氏名 ー

4. 付議事項

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
1件

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
1件

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
1件

議案第19号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について
1件

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 榊 秀治

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。
本日は石丸委員と土屋委員が都合により少し遅れるとの連絡をいただ

いておりますのでただ今より開催させていただきます。それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員のみなさんおはようございます

まだまだ暑い日がつづいておりますが、これから農繁期になりますお身体に気をつけ乗りきっていただきたいと思っております。

それでは、ただいまから平成24年第9回総会を開催いたします。最初に本日の議事録署名人として是木則幸委員と瀬口副会長のお二人を指名いたします。それでは「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明を願います。

事務局

「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。1ページをご覧ください

本件は、実母から生前贈与により農地の所有権の移転に係る農地法第3条の規定による許可申請であります。

(資料内容朗読説明)

本議案について、5ページに添付してあります農地法第3条第2号各号の不許可要件をご覧ください。

申請内容は何れも該当しないことから、許可と判断されます。

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長

それでは地元委員の瀬口委員より補足等、現地の説明がございましたらお願いします。

瀬口委員

事務局から詳しく説明があったとおりでありますが、つけ加えるとすれば、お父さんが亡くなりお母さんも80歳を過ぎているため、息子のW氏に贈与ということでございます。W氏はまじめに農業を行っており問題はないと思われま

会 長

それでは他の委員さんより何か質疑はございますか。

各委員

質疑なし

会 長

ございませんようでしたら、議案第16号については承認することにご異議はございませんか。

各委員

異議なしの声あり

会 長

では、議案第16号に関しましては承認することと決めます。次に、「議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

「議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について」を説明します。6ページからをご覧ください。実母から娘へ贈与し宅地化する農地法第5条申請です。

(資料内容朗読説明)

農地区分については、申請地は都市計画用途地域の第1種住居地域に所在する農地であるため、申請地は第3種要件の「原則許可できる」農地となっております

会 長

それでは、地元委員の豊田委員に現地の状況などの説明をお願いします

す。

豊田委員 この畑は、だいぶ前から宅地にすると地盤を高くあげていたところであり、農地の観点からは特に転用されても問題はありません。

会 長 ありがとうございます。皆様方より議案第17号について何か質疑はございますか。

矢頭委員 当地は約20年前に、M氏の娘がH家に嫁いだ時に家を建てる土地としてあげていた所であり、色々有り今回やっと建てることとなったようだ。

会 長 他にございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 ございませんようでしたら、議案第17号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 異議なしの声あり

会 長 では、議案第17号に関しましては承認することと決めます。

次に、「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」を説明します。16ページからをご覧ください。この案件は、譲受人であるH氏の妻の両親が直ぐ横に居住しており、親の近く建てたいとの意向から、譲渡人のS氏へ要請しての一般住宅建設のための農地法第5条申請です。

(資料内容朗読説明)

農地区分については、昨今この周囲は度々転用申請が出されており、申請地の所在する農地集団は10ha未滿で宅地化の状況が著しい区域に近接しているとの判断から、申請地は第2種要件の農地との判断が出されているところであります。

また、この案件は、平成23年6月に農振除外の許可を受けており、その時は隣地をあわせた筆となっておりS氏用と娘用の家を2棟建てるという4条申請を想定しての除外でしたが、今回娘用の家を建てるのが困難となり、H氏の要望により5条申請となったと、譲渡人であるS氏より理由書が添付されての申請となっています。4条・5条の申請の差異はありますが、同様の一般住宅の建設ということでございますのでその辺も考慮頂きよろしくご審議願います。

会 長 それでは、地元委員の豊田委員に現地の状況などの説明をお願いします。

豊田委員 事務局の説明のとおり当初は娘にやりたいとのことだったようだが、手っ取りばやくお金の方が良いということになったのではないのでしょうか。それで、こちらを売って向こうの方に家を建てることにどうもなったようです。農地の観点からは周辺も宅地化が進んでおり、特に転用されても問題はありません。

会 長 ありがとうございます。皆様方より議案第18号について何か質疑はございますか。

ここは東西に細長い田でありますが半分つぶして支障は無いのでしょうか。

豊田委員 東も西も道路に面しており、どちらからとも入れるため支障はないです。

会 長 他にございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 ございませんようでしたら、議案第18号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 異議なしの声あり

会 長 では、議案第18号に関しましては承認することと決めます。

次に、「議案第19号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「議案第19号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

農業振興地域内の農地について、5条転用申請に向けての除外申請が4案件提出されたので、後日開催される農振除外の会議に向けて、本委員会の意見を提出するためにご審議いただくものです。26ページ及び添付資料1・2・3の計画配置図をお開きください。

(案件ごとに資料内容朗読説明、以下は資料外の補足説明)

(案件1)

以前農振除外を受けている町道に面した白地と併せ建売分譲6棟の転用申請に向けた案件です。周囲の宅地化が進んでおり宅地の連たん性の高い区域内と想定されます。

(案件2)

個人の一般住宅1棟としての転用申請に向けた案件です。案件1の近接地であり、同様に周囲の宅地化が進んでおり宅地の連たん性の高い区域内と想定されます。

(案件3)

当地は次の案件4と一体の農地であり、その約半分2,092m²について、道向いの運送会社のトラック駐車場用地としての転用申請に向けた案件です。この農地は水利の便が悪く長い間放棄地としてつる草が繁茂しており、委員会より再三管理指導を行っている状況の農地です。農地区分としては周囲を農振除外を受けた白地と宅地に囲まれており生産性の低い農地であり、市街地の区域に近接する集団面積10ha未満農地区分が想定されます。

(案件4)

当地は案件3と一体の農地であり、その約半分2,826m²について、住宅会社により9棟の建売分譲用地としての転用申請に向けた案件です。この農地は水利の便が悪く長い間放棄地としてつる草が繁茂しており、委員会より再三管理指導を行っている状況の農地です。

農地区分としては周囲を農振除外を受けた白地と宅地に囲まれており生産性の低い農地であり、市街地の区域に近接する集団面積10ha

未満農地区分が想定されますが、9棟分もの建売分譲地をわざわざ当農振地域内に計画する必要性について疑問が残るところでありますのでその辺をご考慮いただきご審議願います。

会 長 事務局から説明がありましたが、この件について皆様方より何か質疑ご意見はございますか。まずは案件1についてご審議願います。

和才委員 審議については県の意見も重要になるのかと思いますが、町としては、当地より道路を挟み北側は一団の農地が広がっており保全が必要ですが、当地は1つ田を挟むことになるが、周辺状況から特に問題ないのではないか。

会 長 この会議の内容はあくまでも本委員会の意見であり、そのとおりに行くか行かないかは今度26日に農振の会議がありますが、そこで決まる訳ですから、皆さんの忌憚らない意見を願います。

若山委員 隣の白地の所有者と本件の所有者は違うのか。

事務局 はい、別の所有者となっており、白地部は隣接住宅地のM氏の所有地であり、ずっと以前資材置場用地として除外されていたようですが、現地まだ何も作付けはしていない田地状況です。

岡委員 そこは以前、M氏が家を建てるとき家業のボーリング資材を置く用地として除外したが、家はその後隣地に建てたが、そこはそのままの状況です。

若山委員 今回、そこと併せて売ることを考えているということだね。

事務局 はい。

岡委員 ここは、相当前からそんな要望がでていたところですよ。

会 長 他に意見が無いようでしたら、最後に意見の集約を行うということで、次に案件2についてご意見を願います。

和才委員 案件2も案件1と同様で全く問題ないのではないのでしょうか。

会 長 確かに案件1よりも条件はいいようです。

他に何か質疑はございますか。

(特になし)

では案件3についてご意見を願います

ここは10年くらい前に佐井川側のみ少し作付けしていましたが、乗り入れの便が良かったからでしょうが、今は風致的にも少々問題が有る状況ではございます。農地的には減ってしまいます訳ですが、この際的な思いもあるところでございます。どうぞご意見を願います。

土屋委員 案件4を含めですが、今回申請の転用予定事業者はどうなっているのでしょうか。

事務局 申請によりますと、案件3については道向かいの「I」、案件4は「M」となっています。

土屋委員 じゃあ全く別の会社がそれぞれ、たまたま買い求めるということですね。当地は10年以上前から放棄地状況であり、たまたま中学生の通学路となっており見通しも悪く危険性を伴うため、ここはすっきり開発されたほうが文教地域としても良いと思います。

- 会 長 他にありませんか。無ければ案件4についてお願いします。
- 若山委員 吉富町としては、確実に計画どおり転用されるなら、現状を考えると開発やむなしと思うが。
- 会 長 現状が何年か先に解消される見込みが無いようであれば、確かに確実に転用されるなら、風致的にもそのほうが良いのかと個人的の思いもありますが、県等の言う農地の保全の観点からいうと、ここにわざわざ9棟の宅地分譲はいかなものかとの面もあるようです。
- 若山委員 ここが優良農地であるならそうだろうが、吉富町としての意向もある。
- 会 長 ここにもし9棟建つとすれば地元直江自治会とすれば、現在周辺には既に29戸あるため、独立して立派な自治会も出来るため、役場にお願ひし直江西自治会を新規申請してみたいとも考えているところです。
- 瀬口委員 このような場合は開発行為に該当しないのか。
- 事務局 本町の場合3, 000m²以上の開発については県の開発許可が必要になるわけですが、案件3、案件4の個々はそれぞれ未満の面積がありますが、合わせれば4, 918m²となるため、事前に県の都市計画課に電話問合せしたんですが、「電話での正式回答は出せませんが、考え方としては、全く関連のないそれぞれの事業者であれば、それぞれの面積で見る」とのことのようです。
- 会 長 他にございませんか。ございませんようでしたら、議案第19号の農用区域からの除外について取りまとめますと、4案件ございませんが、案件1、2については「周囲は住宅化が進み、まとまった集落に隣接する農地であり、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地でもあるため、除外については支障ないものと認める」との意見具申、案件3、4については、「まとまった集落に近接し、10ha未満の規模の農区域にある農地で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、除外については支障ないものと認めます。」との意見具申をおこなってよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- では、議案第19号につきましては先程の意見を具申したいと思ひます。
- 会 長 次に報告事項として「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。
- 事務局 「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の報告事項ですが、この案件は本日の議案16号の3条案件の関連案件で、実父より相続により農地の所有権を取得した届出の報告でございません。
- (資料内容朗読報告)
- 会 長 この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございませんか。
- 各委員 質疑なしの声あり

会 長
事務局
会 長

それでは、その他として事務局から何かありますか
特にありません。
委員の皆さん、その他何かございますか。
(特になし)

事務局

特になければ次回総会の日程ですが、事務局お願いします
予定どおり10月10日(水)10:00から当会場を提案しますが
どうでしょうか。

各委員
会 長

異議なし
それでは、これもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時55分 閉会